

序 章

アフリカ女性の国際移動

児 玉 由 佳

はじめに

輸送技術や情報伝達技術が進歩し、グローバリゼーションが浸透した現在、人の国際移動は以前よりも格段に容易になり、加速度的に増加するとともに、その動機や経路も大きく変容し、多様化しつつある（Castles, de Haas and Miller 2014, 16; 都丸 2009）。国際移動の近年の大きな変化のひとつとして、女性の国際移民が増加することによる「移民の女性化」を挙げることができる（Castles, de Haas and Miller 2014, 16）。

サブサハラ・アフリカ¹⁾における人々の国際移動も例外ではない。近年サブサハラ・アフリカからの国際移動者数は、世界全体の人々の移動を上回るペースで増加している。とくにサブサハラ・アフリカ出身女性の国際移動者数は、総数では男性を凌駕するまでには至っていないものの、1990年から2017年のあいだの増加率は、男性の68%増に対して女性は75%増であり、女性の増加率が7ポイント男性を上回っている（UNDESA 2017a）。本書では、このように近年急速に増加しつつあるサブサハラ・アフリカ出身女性の国際移動の特質について、移動の動機や経路と形態、そして移動後の生計活動やジェンダー関係の変容を考察することで、明らかにしようとするものである。

1) サブサハラ・アフリカとは、おもにサハラ砂漠以南のアフリカを指す。

サブサハラ・アフリカ出身女性の国際移動に関する先行研究としては、たとえば西アフリカ出身女性のフランスにおける「日常実践」と新規に到来した移民女性のフランス社会への統合の橋渡しをする女性たちの活動を研究した園部（2014）、また、エチオピアから中東へと就業機会を求めて渡航した女性に対する人権侵害に着目してその原因を法的側面から検討したBeydoun（2006）や2000年代の渡航状況について聞き取り調査を行ったFernandez（2010）などがある。これらはサブサハラ・アフリカからアフリカ大陸の外へと移動した女性たちを扱ったものであるが、他方、サブサハラ・アフリカ内部の域内移動については、南部アフリカ地域を対象に、1996年に始まった「南部アフリカ移民プロジェクト」（Southern African Migration Programme）が移民女性の生計活動や送金活動についてさまざまな調査・研究を行っている（本書第3章参照）。

また、難民に関する先行研究が多いのも特徴的である。その背景には、サブサハラ・アフリカにおける国際移動には、難民としての移動が一定の割合を占めていることがある。サブサハラ・アフリカ域内の難民の状況については、難民キャンプの事例を中心に多くの報告がある（杉木 2018; 村橋 2016; 坂上・清水・澤村 2018）。多くのアフリカ諸国が独立した1960年代以降、アフリカでは不安定な政治情勢や冷戦による米ソの代理戦争の影響、そして植民地解放闘争に起因する難民が発生していた（Milner 2009）。1980年代末から1990年代前半においては、冷戦の崩壊や複数政党制移行を背景に、アフリカの多くの国々で紛争が勃発し（武内 2000）、大量の難民を発生させる事態となった。1990年代に起こったアフリカの紛争の多くが2000年代には終結したものの、国連難民高等弁務官事務所（United Nations High Commissioner for Refugees: UNHCR）の統計では、2017年における難民および難民同様の状態にある人々の数は、シリア（487万人）やアフガニスタン（142万人）を含むアジアが1000万人で最大だが、サブサハラ・アフリカはそれに次いで597万人となっており、全世界の難民数の35%を占めている。サブサハラ・アフリカの移住者全体（2567万人）の約4人にひとりが難民なのである（2015年、UN-

DESA 2017a)。

以上のような先行研究に対し、本書が異なる特徴として、労働移民に加え、難民、「頻繁な移動者」(frequent travelers) (栗田 2018, 25) も分析の対象とすることで、サブサハラ・アフリカ出身女性の国際移動の多様性を描き出していることにある。先行研究の多くが移動後の生活状況に焦点が当てられているため、国際移動の動機や経路といった移動プロセス自体については必ずしも丁寧な考察がなされていない。それに対して本書では、移動する女性たちへの聞き取り調査に基づき、女性たち自身の語りを分析することで、サブサハラ・アフリカ出身女性の国際移動の動機と移住後の生活状況の両方について解明することをめざす。サブサハラ・アフリカ出身女性の移動プロセスは多様であり、本書では、比較的長期に滞在する労働移民に加えて、短期間で出身国と外国のあいだを行き来して生計を立てている「頻繁な移動者」、紛争や迫害を理由に移動する難民女性も分析対象に含める。具体的にとりあげる事例は、6つの出身国²⁾・地域(エチオピア、ケニア、モザンビーク、コンゴ民主共和国、ソマリア、フランス語圏アフリカ)からサブサハラ・アフリカ域内の南アフリカ、そして域外の湾岸アラブ諸国、アメリカ、ヨーロッパへの国際移動である。これらの事例研究を通じて、本書では、サブサハラ・アフリカ出身女性の国際移動の多様性を描き出すとともに、多様性を生む要因について明らかにする。

序章の構成は以下のとおりである。第1節では本書で用いる用語の定義を示したうえで、本書が対象とする国際移動の範囲を明示する。第2節では、移動する本人、出身国、移動先国という3つの要因の相互作用のなかから女性の国際移動の多様性を理解しようとする本書の視点を提示したのち、ジェンダーの文脈における国際移動についての先行研究を概観する。第3節では、統計データを用いてアフリカにおける国際移動の特質について女性を中

2) origin/destinationに対応する日本語として、本章では出身国/移動先国を基本的に使用する。ただし、条約の締結や政策立案など国が主体となる場合は、送出国/受入国を使用する。

心に概観する。第4節では、本書の構成と各章の位置づけを示す。

第1節 本書の対象とする国際移動と用語の定義

1-1 用語の定義

本書で使用している用語のうち、「移民」・「移住者」と「難民」の定義について確認しておきたい。

まず、「移民」または「移住者」(migrants)であるが、国際移住機関(International Organization of Migration: IOM)は次のように定義している。

当人の(1)法的地位、(2)移動が自発的か非自発的か、(3)移動の理由、(4)滞在期間に関わらず、本来の居住地を離れて、国境を越えるか、一国内で移動している、または移動したあらゆる人³⁾

本書における移民・移住者の定義も基本的には上記のIOMによる包括的な定義に倣うが、国際移動を対象とする本書では国内移民は除外し、国境を越えた人々のみを対象とする。国連経済社会局人口部(United Nations, Department of Economic and Social Affairs, Population Division: UNDESA)の統計データにおける国際移民の定義においても、「自分の出生国以外の国・地域に居住している者、または出生国についてのデータがない者、外国の市民権をもつ者」であり、正規か非正規かといった移住先における法的地位や移動の動機については言及していない⁴⁾(UNDESA 2017b, 11)。

3) 国際移住機関日本語ホームページ「『移民』の定義」(http://japan.iom.int/information/migrant_definition.html, 2019年5月3日アクセス)。

4) したがって、本書でUNDESAなど国連関係の統計を用いて国際移動を分析する際のデータには、非正規移民や難民が含まれている。なお、国連統計部では、長期移民(long-term migrant)を1年以上、短期移民(short-term migrant)を3カ月以上1年未満と定義し、3カ月未満の訪問者を除外している(UNDESA 1998, 10)。

以上のように国際移民・移住者が法的地位や移動の動機に関係なく、国境を越えて移動する多くの人々を包含するように広く定義されているのに対し、「難民」は国際条約によってはるかに狭く、明確に定義される存在である。最も重要な国際条約は、「難民の地位に関する条約（1951年）」（以下、1951年難民条約）と「難民の地位に関する議定書（1967年）」であるが、アフリカ諸国に関しては、「アフリカにおける難民問題の特定の側面を管理するアフリカ統一機構の条約（1969年）」（以下、OAU難民条約）による適用範囲を拡大した難民の定義を含める必要がある。

1951年難民条約における難民の定義は、

人種、宗教、国籍若しくは特定の社会集団の構成員であることまたは政治的意見を理由に迫害をうけるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができない者またはそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まない者及びこれらの事件の結果として常居所を有していた国の外にいる無国籍者（1951年難民条約第1条A(2)項）

と定義されている。これに対して、OAU難民条約は、1951年難民条約と同様の定義による難民に加えて、第1条2項において、「『難民』とはまた、外部からの侵略、占領、外国の支配または出身国若しくは国籍国の一部若しくは全体における公の秩序を著しく乱す事件のゆえに出身国または国籍国外に避難所を求めるときの常居住地を去ることを余儀なくされた者にも適用される」⁵⁾と定めている。OAU難民条約は、2019年5月の段階で、アフリカ連合（2002年にOAUから発展改組）に加盟している55カ国のうち46カ国によって批准されている（UNHCR 2019）。

5) 1951年難民条約およびOAU難民条約の条文の訳は、国連難民高等弁務官駐日事務所（2007, 4-5）を引用している。

上記のような国際条約による難民の定義とは別に、移動先の国が法的な難民として受け入れる際には、各国の難民法や難民認定基準に基づいて難民認定が行われる。UNHCRは『難民認定判断基準ハンドブック』（国連難民高等弁務官駐日事務所 2015）を出して難民認定に関する統一基準のガイドラインを定めているが、国によって具体的な認定基準は異なっている。たとえば日本の難民認定基準の厳格さについては以前より指摘されてきた（難波 2018）。また、Hamlin（2012）は、アメリカ、カナダ、オーストラリアの3国の比較研究で、それぞれの国の難民認定基準が異なっていることを指摘している。したがって本書では、難民の受入国における難民認定基準や、難民認定後に付与される法的地位や権利の詳細については、難民を取り扱う章においてそれぞれ明示する。

1-2 本書が対象とする国際移動

本書では、就業目的で移動するいわゆる経済移民に加え、交易人のような「頻繁な移動者」（栗田 2018, 25）や難民として国境を越えて移動する人々も考察対象に含めている。その理由は、IOMの定義においてこれらの人々が移民・移住者に含まれているということのみならず、短期間で出身国と外国を行き来する「頻繁な移動者」が、栗田（2018）が指摘するように比較的長期に滞在している移民よりも実際には人数的に圧倒的多数を占めているからである。しかも「頻繁な移動者」は、単に出身国と移動先国のあいだを往復しているのではなく、移動先国に長期で滞在する移民たちを「結節点」としてさまざまなネットワークを展開している（栗田 2018, 23）。したがって、国際移動を行う人々の実態を理解するにあたって「頻繁な移動者」について理解を深めることは必要である（栗田 2018, 16）。

また、難民については、サブサハラ・アフリカ出身者の国際移動において難民の占める割合が高いことから、その存在を看過することはできない。国際移動の理由が何であれ、人々が移動を選択するのは、よりよい生活を獲得するためであり、それがどのような形で達成されているのか、また、達成

されていないのかを理解する必要がある。難民としての移動を国際移動の一形態としてとらえることで、サブサハラ・アフリカにおける国際移動の全体像を理解することができる。

ただし、難民とそれ以外の国際移動者について、その生活実態や移動の理由によって明確な線引きをすることは実際には困難である。とりわけ、受入（庇護）国が難民に対してキャンプや難民居住地に住むことを強制しない場合、難民は就労機会の多い都市への居住を好む傾向がある。たとえば本書第4章でとりあげる都市難民は、法的保護のレベルにちがいがあるとはいえ、非正規移民が置かれた状況と酷似した脆弱性にさらされている。また、Abdi (2015, 9) が指摘しているように、難民も政治的安定だけでなく、同時に経済的な安定、向上をめざしている。Abdi (2015) はさまざまな地域に移住したソマリ人の調査を行っているが、ほかの地域で難民として認められる可能性があっても、湾岸アラブ諸国に経済機会があるのであれば労働移民としての移動を選択する事例を挙げている。また、難民として南アフリカへと移住した女性は、より充実した社会福祉を求めてヨーロッパへのさらなる移住を望んでいた。出身国であるソマリアが政治的に混乱状況にあることは厳然とした事実ではあるが、ひとつとは難民として国境を越える場合もあれば、そうではない国際移動を選択する場合もあるのである。

さらに、難民ではない移住者の場合でも、移民の移動動機において、自発的移動と非自発的移動のあいだの明確な線引きが困難であることが指摘されている。Pizarro (2000, 8) は、国連総会に提出した特別調査委員会の報告書において、「政治的迫害、紛争、経済問題、環境劣化やこれらの組み合わせを理由に出身国を離れ移民となった者と、生き残りのため、そして出身地に存在しない福祉を求めて移住する者を明確に区別すること」の困難さを指摘し、移住動機を移民の定義に含めることは適切ではないとしている。ただし、Pizarro (2000, 8) は、難民は「受入国において法的保護や地位へのアクセスがある」として、通常の移民よりも人権的には保護された存在であるとした。

第2節 国際移動の多様性をもたらす要因とジェンダー

2-1 移動する本人・出身国・移動先国の相互作用

前節において本書が対象とする国際移動の範囲を検討したが、そこからわかるように、国際移動は多様な形をとる。相互に関係しあうさまざまな要因によって国際移動の多様性は生まれる。本書において、多様性をもたらす要因として着目するのが、移動する本人、出身国、移動先国、そしてこれら3つの要因の相互作用である。移動者の能力によって、移動後の就労機会が大きく異なることはもとより、出身国における政治的、経済的、社会的背景によって、出身国から他国へと移動する理由は異なってくる。また、移動先国における移民政策や経済状況は、移動後の生活に大きな影響を与えることになる。

(1) 移動する本人

国際移動の多様性をもたらす要因としては、まず、移動する女性本人に起因するものが挙げられる。彼女が移動を決断する動機、備えている能力、経済力などが、どのような移動となるかを決定づける主要な要因のひとつとなる。本人がどのような人的資本を有しているかによって、移動先で就業できる職種は異なってくる。看護師や介護福祉士のような技能資格を所持していれば、移動先での就業に有利となることがある。佐藤（2010）は、2000年代前半において、南アフリカ人やフィリピン人が先進国へ国際移動する際に、看護師資格が有効であったことを示している。その背景には、移動先国における看護師の資格をもつ熟練労働者への需要の高まりがあるが、その需要にこたえるためには本人たちが技能を習得している必要がある。また、移動先の国の言語や英語などの言語能力の有無で待遇は大きく変わる。植民地経験があり、旧宗主国の言語を今でも公用語にしている国々の出身者は、英語やフランス語を駆使できることも多く、さまざまな就業機会が増えることにな

る。この点については、次項で述べる出身国のもつ歴史的背景が関係する。

移動者たちの描く将来設計も、移動後の生活と密接な関係をもつ。短期的な出稼ぎとして移動先で生活するのか、移動先国を第2の母国として長期的に居住することを前提とするのかで、移動先の社会との関係性は異なってくる。後者の場合は、移動先国においてもより緊密なネットワークを構築し、より広い権利の適用を求めて移住者たちが社会運動に参加することもある(Dodson 2018; 小ヶ谷 2016)。

(2) 出身国

出身国に起因する主要な要因のひとつとして挙げられるのが、植民地支配に代表される歴史的な要因である。植民地経験によって、出身国と旧宗主国とのあいだに移動ネットワークが形成されるといった側面がある一方で、独立後の出身国が国家としての脆弱性を抱えることにもなる。不安定な政情や性暴力の危険といった国内における治安の低下は、顕著な形としては難民移動という形をとるが、それだけではなく、国際移動を促す要因となる。経済的要因としては、国内の就業機会の少なさや他国と比較した相対的な賃金の低さなどが挙げられる。

とくに女性に関する社会的要因としては、出身国におけるジェンダー規範によって女性や取り巻く人々の行動が規定され、女性に不利な環境となる場合が挙げられる。「女性性器切除」(female genital mutilation: FGM)は伝統的慣習であったが、FGM実施によって多数の女性が精神的・肉体的健康被害に苦しんでおり、現在はUNHCRによって人権侵害であると認められ、難民認定の対象となっている(UNICEF 2013; 園部 2017)。

また、男性優位の社会規範による就学率によるジェンダー格差は、女性個人が習得できる能力に大きな影響を与えることになる。表序-1は、本書でとりあげる国々(エチオピア、ケニア、モザンビーク、マリ、コンゴ民主共和国、ソマリア)における初等教育純就学率を示したものである。同じサブサハラ・アフリカの国々でも就学率にばらつきがあることがわかる。本書でも、

アメリカで看護師の資格を取得することが可能なケニアの教育環境（本書第2章）と、就学経験がなく、フランスで清掃業にしか従事できない農村部出身のマリ人女性（本書第6章）は対照的な事例となっている。

さらに、出身国の政府のガバナンス能力は、国外在住の自国民への人道的保護のレベルにも関係する。移民労働者の人権保護のためには、送出国と受入国とのあいだに提携される二国間協約や覚書が必要だが、それだけでは十分ではなく、就労斡旋業者の法的規制や出発前準備プログラムの整備、領事館の支援体制の確立などが不可欠である（ILO 2015, 40）。また、熟練労働者を育成するためには、国家による基礎教育や職業訓練の提供などが必須である。

表序-1 初等教育純就学率（％）と初等教育総就学率における
男女平等指数（Gender Parity Index: GPI）

	エチオピア		ケニア		モザンビーク		マリ		コンゴ民主共和国		ソマリア	
	純就学率	GPI	純就学率	GPI	純就学率	GPI	純就学率	GPI	純就学率	GPI ²⁾	純就学率	GPI
1999					51.9	0.74	47.2	0.72				
2000	40.4	0.65	67.7	0.98					56.0			
2007										0.7~1.0		
2013					87.6	0.91	68.8	0.88	80.4	0.8~1.0		
2014	男子 95.1/ 女子 90.1	0.93 ¹⁾	男子 90.0/ 女子 86.4	0.96							男子 17.5/ 女子 17.3	0.99

(出所) エチオピア：2014年のデータはNational Planning Commission and the United Nations in Ethiopia (2015)、2000年のデータはUNSDのデータベースである*Millennium Development Goals Indicators*をもとに筆者作成。

ケニア：Ministry of Education, Science and Technology (Kenya) (2014)をもとに筆者作成。

モザンビーク・マリ：UNSDのデータベースである*Millennium Development Goals Indicators*をもとに筆者作成。

コンゴ民主共和国：RDC and UN (2015)。

ソマリア：UNFPA (2016)。

(注) 1) 2013/14年度の数値。

2) 州単位のデータのみのため、各州の数値の範囲を示した。

これらが適切に提供されていない場合、人々は移動先では非熟練労働者として熟練労働者に比して不利な条件での就業機会しか得ることができない。

(3) 移動先国

移動先国における移民に対する受け入れ体制のちがいが、国際移動の多様性を生み出す大きな要因である。移動先の国が、外国からの移住者に対してどのような地位や権利を提供するのかは、国際移住者の移動先での生活に大きな影響を与える。同じ能力をもつ者であっても、移動先によってその生活は異なる。たとえ出身国と二国間協約などを結んでいたとしても、移動先の国の労働法や移民法、法を順守するためのガバナンスなどが十分機能しているか、そしてどのような移民政策を採用しているかによって、移民労働者の労働環境は大きく変わることになる (ILO 2015, 40)。

たとえば湾岸アラブ諸国では、慢性的な労働力不足のために外国人労働者に依存してきたが、同時に国民と外国人労働者は権利の上で明確に線引きされ、帰化は困難であり、数年の短期滞在が前提となっている (松尾 2019)。そのため、経済機会を求めてアフリカから湾岸アラブ諸国へと移住した人々は、湾岸諸国の国民と比較すると、劣悪な労働条件に直面することが多い (Khalaf, AlShehabi and Hanieh 2015; 堀抜 2014; 本書第 1 章)。

他方アメリカの場合は、移住者は、条件付きではあるものの、永住権や市民権を獲得することができる (本書第 2 章)。ただし、これまでは非正規移民の摘発は積極的には行われていなかったが、2001年の 9・11テロ事件以降、移民規制が強化され、多くの非正規移民が移民収容施設に収容されるという状況になっており、外国人への権利の付与には制限的な方向性にある (小井土 2014)。

本書では国際移動のなかに難民としての移動を含めているが、難民の場合は、経済目的の移民と異なる点がある。難民認定された場合は、難民の受入国によるちがいはあるものの、一定の法的庇護を得ることができる。難民は、経済移民とは異なり、庇護申請者として受入国もしくは UNHCR によっ

て正式に難民認定されたのちに、受入国などが国内における公的な地位や権利を付与することになる。しかし、どのような権利の付与となるのかは、受入国側が決定することであり、庇護申請者および難民は脆弱な状況に置かれる。難民認定後も、「国家の裁量によって、法的地位の付与基準や権利内容が決定できる」（人見 2017, 132）ため、必ずしも受入国の国民と同じ権利を得られるわけではない。

2-2 国際移動とジェンダー

前項では、女性の国際移動の多様性をもたらす3つの要因として、移動する本人、出身国、移動先国を挙げたが、これらの相互作用を分析するにあたり、横断的な分析視角としてジェンダーの議論を参照することは必要であろう。近年、「移民の女性化」が指摘されている（Castles, de Haas and Miller 2014, 16）なかで発展してきたのがジェンダー論の立場から女性の国際移動を分析する研究である。

これらの先行研究は、(1) 男性とは異なる女性の労働の場とその含意を分析したもの、(2) 移動に伴う女性の自立意識の高まりに注目したもの、(3) トランスナショナリズムという新しい移動形態に着目するもの、の大きく3つにわけられる。まず、移動先の社会において、女性が選択できる職種が男性と比較して限定的であり、職種によっては経済的搾取の問題があることが多くの先行研究で指摘されている。また、女性が就労によって収入を得て男性から経済的自立を獲得しているという主張がある。その一方で、出身国において成立していたジェンダー役割がこのような変化に適応できず、男性との対立が生じることも多い。このような対立は、移動先の国において生じるだけでなく、出身国にいる家族とも生じることがある。国境を越えて行き来するという行為によって、人々がジェンダー役割の価値規範から解放されるわけではないのである。

(1) 移動先国における経済的搾取と親密圏労働

「移民の女性化」が男性の国際移動と区別して論じられる背景には、男性が市場経済のなかで建設業などに従事するのに対して、女性は家事労働や介護のような、感情労働と呼ばれる親密圏⁶⁾の領域にかかわる職種に就業することが多いことがある。つまり、移動先国において男性と女性は異なる職種や労働環境で働く傾向にあり、しかも女性が参入する職種が金銭を介在する交換に限定されないような関係性をもち得る領域にあるため、女性の国際移動は、移民女性自身と移動先の社会の両方に大きな変化をもたらす可能性があるという議論である。

発展途上国の女性の国際移動に関しては、フィリピンやインドネシアを中心とした東アジアに関する研究が先行しているが、その先行研究の多くが、女性の国際移動が男性と異なる点として、再生産領域および親密圏と関連した就業が多いことを指摘している。まず、移民女性の労働市場への参入によって、グローバルな経済・社会に存在する力関係が移動先の社会の親密圏に持ち込まれ、移民女性を含む新たなジェンダー秩序がそのなかで構築されることになる。同時に、このような「親密性の労働」は主婦がこれまで無償で行ってきた家事・介護労働が中心であるために、それを代替して担う外国人の家事労働者の地位は低く扱われがちである上に、法的保護の不在による低賃金や虐待にさらされる傾向にあることも指摘されてきた (Amrith and Sahraoui 2018; Friedman and Mahdavi 2011, 255; Parreñas 2001; 伊藤・足立 2008; 久場 2007; 小ヶ谷 2016; 上野 2012; 青山 2012)。

(2) 女性の自立とジェンダー関係

国際移動の結果、女性が移動先国において経済的な搾取にさらされるリスクは高いが、その一方で、出身国のジェンダー規範から自立して生活するこ

6) 「親密圏」のあり方についての議論も多くあるが、ここでは齊藤 (2003, 213) の定義に従い「具体的な他者の生/生命…に対する関心/配慮を媒体とする、ある程度持続的な関係性を指すもの」とする。

とが可能となるという指摘もある (Castles, de Haas and Miller 2014, 62)。フェミニスト人類学の先行研究では、移動先国において就労し、所得のある女性の自立意識が指摘されている。たとえば、湾岸アラブ諸国へ移住したエチオピア人女性について調査を行った松村 (2017) は、女性たちは劣悪な労働環境について語るのと同時に、自国では無償労働である家事が、家事労働者として雇用されることで収入をもたらすことで自立意識をもつようになった事例を報告している。さらに、このような女性の意識変化が如実に表れるのが、出身国への帰国を検討するときである。移住先で自らの所得や行動の自由を獲得した女性が、それらを失いたくないために帰国を望まない事例も報告されている (Brettell 2000, 110; de Haas and Fokkema 2010)。

しかし、国際移動によって女性自身の自立意識が高まったとしても、夫やそれ以外の女性の家族の意識が同時に変化するわけではない点は考慮する必要がある。パレーニャス (2008) は、フィリピンにおいて、海外就労に出ている父と母に対する子どもの意識のちがいを指摘している。父親の海外就労は「一家の大黒柱」として当然視する一方で、母親の海外就労については、主要な稼ぎ手である父親に対して補完的な存在であり、やむを得ず移住したと子どもは解釈していた。つまり、子どもたちは、従来の性別分業の意識に基づいて両親の海外就労を理解しているのである。

(3) トランスナショナリズムとジェンダー

近年、人々が国境を越えて母国とそれ以外の国々を行き来する現象を、トランスナショナリズムの概念からとらえなおそうという動きがある (Castles, de Haas and Miller 2014, 41; パートベック 2014)。Bartram, Poros and Monforte (2014, 140) は、トランスナショナリズムとは、「とくにこの数十年において、移民が、移住先の国でも統合されている一方で、出身国との絆を維持する傾向」と定義している。

歴史学、社会学そして文化人類学において、従来の国際移動に関する研究は、移住者の移動先における社会統合が主要な論点であった (小ヶ谷 2016,

59; Brettell and Hollifield 2000, 15)。しかし、人々の大規模な国際移動の急速な拡大によって、その研究対象は、移動先の社会だけでなく、出身国とのネットワークを維持し、行き来する事象へと広がってきた (Bartram, Poros and Monforte 2014, 140-141)。

その一方で、人々が国境を越えて自由に移動するという想定は、現実的とは言いがたい。錦田 (2016, 157) が指摘しているように、「越境が自由化したと思われるがちな現代社会においても、国民国家による移動規制は一部の人々にとって重くのしかかる」のである。国家に正式に帰属している人々はさまざまな権利が制度的に保証されているが、元々帰属していた国家から他国へと転出した人々は、移住先の国では「国家の一員として正式な資格をもたない移民／難民」として不安定な状況に置かれる (錦田 2016, 155)⁷⁾。国境を越えて自由に移動することでその利益を十分に享受できるのは一部の経済エリートに限られており、それ以外の人々は、たとえ母国と移住先の国とのあいだを頻繁に行き来するという事象は類似していたとしても、不十分な福利厚生や労働環境のなかで生活せざるをえない場合が多いのである (宮内 2018)。なお、「頻繁な移動者」は、国境を行き来するという行為によってトランスナショナリズムを実践しているといえるが、現実には、移動先の国家にとっては捕捉できないインフォーマルな存在として排除の対象になることも多く、「理想的市民」とは異なる存在として扱われる (宮内 2018, 40)。

とくにジェンダーの視点からトランスナショナリズムをとらえなおしたとき、出身国と移動先国において女性を取り巻く社会的、経済的環境が大きく異なることを考えると、自由に国境を行き来する個人を想定しているトラン

7) ここで錦田が言及している「シティズンシップ」は、狭義の定義である国籍や市民権だけでなく、「市民としての法的権利や社会的包摂を含めて広義の概念」を指している (錦田 2016, 157)。なお、本書では、市民権ないしシティズンシップという概念によって与えられる権利や地位は、国ごとに異なっていることに鑑み、「シティズンシップ」という言葉の使用を最低限にとどめ、「その国における地位や権利」という記述を基本的に採用している。ただし、先行研究や対象国の法律などで「市民権」や「シティズンシップ」に言及している場合には、そのつど定義を明確にして使用する。

スナシヨナリズムの概念が当てはまるとは言い難い。

第1に、出身国の社会と移動先の社会のあいだにはスムーズな移行というよりも断絶が存在している。先述のエチオピア人女性の事例では、同じ家事労働でも、出身国では無償労働であり、移動先国では賃金労働となるという経済的環境の断絶がある（松村 2017）。また、その逆の場合として、フィリピン人やケニア人女性の事例では、高学歴の女性が移動先国で家事労働者になる場合、経済的上昇と社会的地位の下降を経験するという「社会的地位の不連続性」を経験することになる（小ヶ谷 2016, 60 ; Parreñas 2001, 150-151; 本書第2章）。

第2に、物理的な移動を伴わない場合でも、移動先の社会で生活していくにあたって、出身国での価値規範と移動先の社会における価値規範を取捨選択することで、自らの新たな価値規範を定めることになる。本書第2章で石井洋子は、女性たちのこのような対応を「内なるトランスナシヨナリズム」と呼び、移動者としての女性が、日常生活において、ふたつの異なる価値規範をどのように再構成させているのかを分析している。

サブサハラ・アフリカ出身女性の国際移動には、移動する本人、出身国、移動先国、そしてこれら3つの要因の相互作用に注目して議論を進める必要がある。同時に、これらの要因は、ジェンダーに起因する影響によって、男性と女性では異なる形で作用することに留意することが求められる。

第3節 統計データが示すアフリカ女性の国際移動

本節では、サブサハラ・アフリカ出身女性の国際移動について、統計データの分析をもとに全体的な現状と傾向を示す。それをとおして、本書でとりあげる6つの事例の位置づけについての理解を深めることをめざす⁸⁾。

3-1 サブサハラ・アフリカ諸国の国際移動概観

前述のとおり、サブサハラ・アフリカからの国際移動者の増加率は、2015年以降世界平均を上回っており、とくに女性の増加率は2010年以降男性よりも大きく、2017年にはサブサハラ・アフリカからの国際移動者全体の47.8%を女性が占めるようになっている（表序-2 参照）。

国によってちがいはあるが、サブサハラ・アフリカ全体での移動先の動向としては、域内での移動が多いことがわかる。サブサハラ・アフリカ出身者の移住先は、表序-3 に示したように、2017年のUNDESAの調査では、男性の66.8%、女性の57.3%がサブサハラ・アフリカ域内での移動である。ただし、1990年と比べると域内移動の割合は、男性が約15ポイント減、女性が約20ポイント減であり、代わって域外移動の割合が増加している。とくに、男性のサブサハラ・アフリカ域外への移動が33.2%であるのに対して、女性の場合は42.7%となっており、女性の方が域外への移動の割合が高い。

域外でのおもな移動先は、ヨーロッパ（男性18.6%、女性22.1%）と北アメリカ（男性6.9%、女性11.2%）である。ヨーロッパについては、多くのアフリカ諸国がヨーロッパ列強による植民地支配を経験しており、旧宗主国との歴史的関係によって築かれたネットワークや、旧宗主国の言語の公用語採用などから、多くの人々が旧宗主国への移動を選択している（表序-3 および図序-1 参照）。

3-2 サブサハラ・アフリカ域内移動の特徴

サブサハラ・アフリカ域内における移動先の特徴は、地理的近接性による移動の容易さに加えて、近隣諸国との経済的・歴史的な関係性の緊密さとも関係していることである。サブサハラ・アフリカ域内において、多くの移住者を吸収している上位3国は、南部アフリカの南アフリカ（女性91万人／男

8) ただし、本書第3章でとりあげる越境貿易者のような「頻繁な移動者」は、国際機関による統計データにおける移民の定義には含まれていない。「頻繁な移動者」については、一般的な渡航者数から推測するか、詳細な実態調査を行うことが必要となる。

表序-2 1990～2017年の総移民数の推移（ストック）

	1990	1995	2000	2005	2010	2015	2017
世界総移民数（人）	152,542,373	160,700,028	172,604,257	190,531,600	220,019,266	247,585,744	257,715,425
（対前期インデックス-%）	(100)	(105)	(107)	(110.4)	(115)	(113)	(104)
サブサハラ以南アフリカ							
移民数合計（人）	15,798,251	17,115,151	16,182,944	17,856,868	20,292,085	25,658,296	27,042,401
（対前期インデックス-%）	(100)	(108)	(95)	(110.3)	(114)	(126)	(105)
男性（人）	8,405,694	9,035,089	8,562,555	9,584,588	10,813,604	13,427,794	14,127,589
（対前期インデックス-%）	(100)	(107)	(95)	(112)	(113)	(124)	(105)
女性（人）	7,392,557	8,080,062	7,620,389	8,272,280	9,478,481	12,230,502	12,914,812
（対前期インデックス-%）	(100)	(109)	(94)	(109)	(115)	(129)	(106)
（移住者数における女性の割合-%）	46.8	47.2	47.1	46.3	46.7	47.7	47.8

（出所） UNDESA (2017a) をもとに筆者作成。

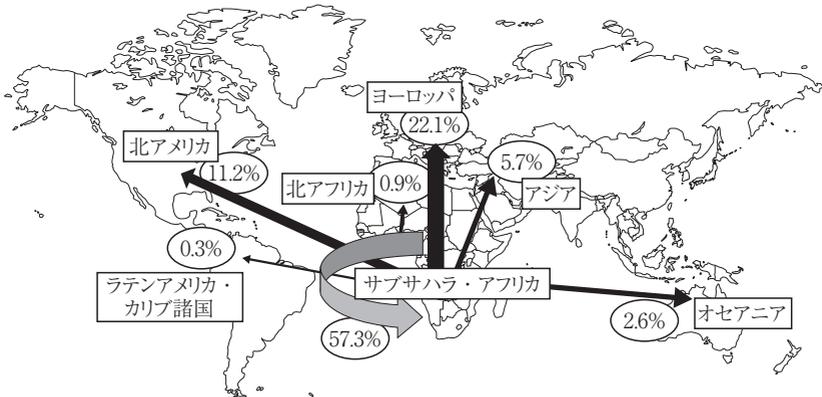
表序-3 サブサハラ・アフリカ出身者渡航先内訳 (%)

渡航先	1990年		2017年	
	男性	女性	男性	女性
アフリカ	82.6	78.5	67.5	58.2
サブサハラ・アフリカ	81.9	77.7	66.8	57.3
ヨーロッパ	10.5	13.4	18.6	22.1
北アメリカ	2.5	3.5	6.9	11.2
アジア	3.6	3.4	6.3	5.7
オセアニア	0.7	1.1	0.6	2.6
ラテンアメリカ・カリブ諸国	0.1	0.1	0.0	0.3
サブサハラ・アフリカ域外合計	18.1	22.3	33.2	42.7

(出所) UNDESA (2017a) をもとに筆者作成。

(注) 移民数 (ストック) を使用。

図序-1 サブサハラ・アフリカ出身女性の渡航先



(出所) 表序-3をもとに筆者作成。

性128万人), 西アフリカのコートジボワール (女性94万人/男性117万人), 東アフリカのウガンダ (女性81万人/男性71万人) である (2017年, UNDESA 2017a)。以下に詳述するように, これら3国が移住者を多数受け入れている状況は, 歴史的, 政治・経済的背景のちがいととも異なっている。

(1) 南部アフリカ：南アフリカが中心となる域内移動

南アフリカは、男女合計すると、サブサハラ・アフリカにおいて最も多くの移住者を受け入れている。その多くは周辺国出身者であり、比較的給与水準の高い南アフリカが、周辺諸国からの移民を惹きつけている状況にある（網中 2014, 98-101; 本書第3章）。ジンバブウェ、レソト、モザンビークからの移住者が多数を占めており、この3国で南アフリカへの移住者の61%（女性60%/男性64%）を占めている。1991年のアパルトヘイト廃止宣言後に、南アフリカへの移住者は大幅に増加しており、1990年に対して、2017年の移住者数は2.9倍に急増している。

最も南アフリカへの移住者の多いジンバブウェは、UNDESA（2017a）によると2017年には65万人（女性23万人/男性42万人）いるが、1990年のジンバブウェから南アフリカへの移住は6万2000人足らずと2017年の10%に過ぎないことから、南アフリカの状況だけでなく、近年のジンバブウェ国内の政治経済の不安定さも移住者数の大幅な増加の原因になっていると考えられる。

モザンビークについては、2017年で移住者全体の61%（女性51%/男性63%）が南アフリカに居住している。もともとは多数のモザンビーク人男性が南アフリカの鉱山に移民労働者として移動したことが始まりであり、現在でも絶対数では男性の方が女性より多い。しかし、鉱山における外国人労働者の雇用の減少によって、男性の移住者数は1990年から2017年のあいだで1%減となっているのに対し、女性の移住者数は、同時期で36%増となっている。

レソトと、人数は少ないがエスワティニ（スワジランド）やナミビアからの移住者の90%以上が南アフリカへと移住している（2017年、UNDESA 2017a）。レソトやエスワティニは南アフリカのなかに飛び地のよう存在している王国であり、地理的な近接性、そして南アフリカの通貨ランドも正式に流通していることから経済的關係も深く、移住が多いと考えられる。また、ナミビアは、1990年まで南アフリカの事実上の植民地であり、独立後もレソトなどと同じくランドが正式に流通しており、経済的にも密接な關係が

ある（宮内 2016; 峯 2016）。

(2) 西アフリカ：コートジボワールを中心としたCFAフラン圏

南アフリカに次いで域内でサブサハラ・アフリカからの移住者を受け入れているのがコートジボワールであり、女性についていえば最大の移動先国である。ただし、コートジボワールへの移住者の62%（女性61%/男性62%）は隣国であるブルキナファソからである。これは、かつて両国ともにフランス領西アフリカ植民地に属しており、独立前の第二次世界大戦後からコートジボワールのカカオ産業においてブルキナファソ人が多数雇用されてきたという歴史的経緯がある（佐藤 2015, 79-80）。独立後も、未開墾地の開拓者には国籍を問わず土地の保有を可能とするコートジボワール政府の政策によって、コートジボワールの農村部には多くのブルキナファソ人が移住している（佐藤 2012, 221-222）。ともに公用語はフランス語であり、共同通貨のセーファーフランを使用し、移動の障壁も低い。コートジボワールは、長い歴史のなかで移民を受け入れてきており、1990年から2017年までの移民の増加率は、南アフリカやウガンダと比較すると18%と緩やかなものとなっている。

(3) 東アフリカ：最大の難民受入国ウガンダ

東アフリカに位置するウガンダは、上記の2国とは異なり、サブサハラ・アフリカ最大の難民受入国となっているために移住者が多い。2017年のサブサハラ・アフリカ域内からのウガンダへの移住者152万人（女性81万人/男性71万人）の内訳は、男女合計で、1位が南スーダン90万人（59%）、2位がコンゴ民主共和国30万人（20%）となっている。これは、UNHCRのデータベースにおける2017年のウガンダへの難民⁹⁾数の内訳（南スーダン104万人、コンゴ民主共和国23万人）とほぼ同様の傾向を示している（UNDESA 2017a;

9) ここでいう難民とは、難民認定者と難民同様の状態の人（Refugee-like situation）である。

UNHCRデータベース)。アフリカにおける難民受入国としては、ウガンダに次いで2位がスーダン¹⁰⁾、3位がエチオピアとなっていることを考えると、アフリカ東部における域内移動は、政情不安によるものが多いといえる。

3-3 サブサハラ・アフリカ域外への移動

域外への移動先としては、植民地時代の宗主国との歴史的・経済的關係から、ヨーロッパへの移住者数が最大となっている場合が多い。一方で、植民地経験のないエチオピアや、解放奴隷によって建国されたりベリアでは、北アメリカへの移住者が最大となっている。

旧イギリス領植民地だった場合は、現在も英語を公用語のひとつとしている国が多く、イギリスとアメリカへの移住が多い。サブサハラ・アフリカ域外では、一部の例外を除くと¹¹⁾、旧イギリス領植民地だった国からの国際移住はイギリスとアメリカが1、2位を占めている。とくに、ケニア、ナイジェリア、セイシェル、シエラレオネ、南アフリカについては、イギリスとアメリカへの移住者数の合計がサブサハラ・アフリカ域内での移住者数を上回っている（UNDESA 2017a）。

つぎに、旧フランス領植民地については、すべての国において域外への移動の場合はフランスへの移住者数が最も多い。とくにカメルーン、コンゴ共和国、ジブチ、マダガスカルについては、域内外含めてフランスへの移住者数が最大である。旧ベルギー領植民地であるブルンジ、ルワンダ、コンゴ民主共和国の場合は、近隣諸国への移動が約9割前後となっており、2017年の

10) 南スーダン独立後のスーダンを指す。スーダンは厳密にはサブサハラ・アフリカに含まれないが、アフリカ東部の政情の不安定さを示すために挙げた。

11) 例外として、モーリシャスとガンビアの2国がある。モーリシャスは、フランスからイギリスへと宗主国が変わったものの、フランス人による実効支配が続いていたという背景があり、また、公用語として英語もフランス語も含まれているが、フランス語の方がより普及しているためと考えられる。ガンビアについては、フランス植民地だった隣国セネガルと緊密な関係にあったこともあり、イギリスではなく、大陸側のドイツやフランスがサブサハラ・アフリカ域外での移住先の1位と2位を占めている。

UNHCRの統計では、サブサハラ・アフリカにおける難民の18%がこの3国によって占められていることから、移動の多くが難民状態での移動と考えられる。域外への移動では、公用語にフランス語¹²⁾が含まれていることもあり、コンゴ民主共和国やルワンダからはフランスへ、ブルンジからはカナダへの移住者数が最も多くなっている。元宗主国であるベルギーが、サブサハラ・アフリカ域外の移動先となる割合は、ブルンジで7%（域外移動国中第7位）、ルワンダで12%（同第4位）、コンゴ民主共和国で10%（同4位）と低い。ベルギーは人口1100万人の小国であり、移民政策が2006年以降、厳格化の傾向にあることも関係していると考えられる（松尾2008）。

旧ポルトガル領植民地（アンゴラ、モザンビーク、ギニアビサウ）については、域外としてはポルトガルが最大の移住先となっているものの、域内の移動が中心である。とくに南アフリカと政治・経済的かつ歴史的に関係が深かったモザンビークについては上述のとおり、南アフリカへの移住者数が最大である。

3-4 サブサハラ・アフリカにおける難民としての移動

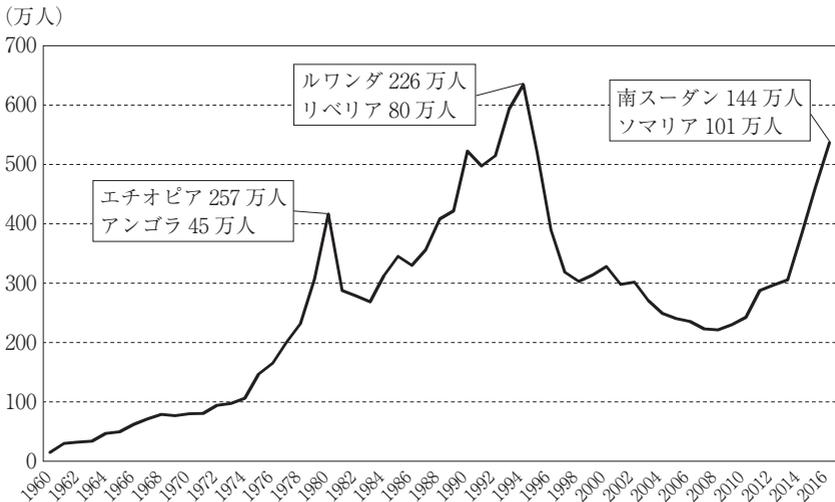
ウガンダの状況からも明らかのように、サブサハラ・アフリカにおける人々の国際移動の特徴のひとつが、難民としての移動の規模の大きさである。図序-2はUNHCRのデータベースをもとにサブサハラ・アフリカにおける難民数の推移をまとめたものである。難民数の変動は、そのときのアフリカ各国の政情に大きな影響を受けていることがわかる。たとえば難民数が急増した1980年の場合は、エチオピアからの257万人がその年の難民の62%を占めており、これは1974年に帝政から軍事社会主義政権へと政権交代が起き

12) 現在ベルギーの公用語は、オランダ語、フランス語、ドイツ語となっている。旧ベルギー領だった3国の公用語は、コンゴ民主共和国がフランス語、ルワンダがルワンダ語、フランス語（2009年に英語に切り替えられるまでは教育言語）、英語、スワヒリ語、ブルンジがフランス語、キルンジ語である（外務省ホームページ「国・地域」<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html>, 2019年5月23日アクセス）。

て政治・経済体制が大きく変化したことが背景にある。そして内戦下にあったアンゴラからの難民45万人がそれに続く。過去最大の難民数を記録した1994年には、ルワンダ内戦によって226万人の難民が発生している。近年では2016年に再び難民数のピークを迎えているが、これは南スーダンからの難民によるものである。難民数増加の原因となった地域は時期によって異なっており、サブサハラ・アフリカにおける政治的不安定さを示唆している。

また、難民の移動先の国は、サブサハラ・アフリカ域内から域外へと地理的に拡大している。UNHCRの統計データでは、1980年にはサブサハラ・アフリカからの難民の受入国として挙げられていたのは31カ国だったが、2016年には146カ国まで増えており、サブサハラ・アフリカ地域外の受入国の数も増加している。1980年にはほとんどの難民が域内移動だったが、2016年には23%の難民が域外で受け入れられている（表序-4）。とくにサブサハラ・アフリカ諸国に隣接／近接している北アフリカとヨーロッパへの難民は、1980

図序-2 サブサハラ・アフリカ難民数推移



(出所) UNHCR *Population Statistics* をもとに筆者作成。

(注) ここでの難民とは、UNHCRが難民として認定した者もしくはUNHCRが難民同様の状況にあるとした者である (refugee-like situation)。

年にはほとんど存在していなかったが、2016年にはそれぞれ8%となっている。この点については、輸送手段の発達とともに、ヨーロッパなどにおける難民の受け入れ体制などの変化も関係していると考えられる。

3-5 多様な移動理由

国際移動の理由としては、労働や難民以外のものもある。統計データとしては、サブサハラ・アフリカ出身者に限定されたものではないが、経済協力開発機構（Organisation for Economic Co-operation and Development：OECD）諸国への国際移動者の入国目的のデータを確認しておきたい。長期移住（permanent migration）を目的としたOECD諸国への移住者432万人についての入国目的の内訳をみると、EU内などでの自由移動者が32.6%と最大であるが、それに続いて家族統合（31.6%）、人道的理由（12.8%）、就労（11.2%）、同行家族（6.6%）となっている（2015年、OECD 2017, 15-21）。なお、人道的理由を挙げたOECD諸国への入国者は、シリアからの難民の急増によって2015年には前年の1.5倍に増加している（OECD 2017, 19）。

表序-4 1980～2016年：サブサハラ・アフリカの難民受入国の変化

	1980		2016	
	人数（人）	内訳（%）	人数（人）	内訳（%）
サブサハラ・アフリカ	4,051,120	(97.4)	4,142,586	(77.3)
北アフリカを除く中東諸国	108,950	(2.6)	295,381	(5.5)
北アフリカ	850	(0.02)	425,233	(7.9)
ヨーロッパ	420	(0.01)	422,339	(7.9)
北アメリカ	0	(0)	66,235	(1.2)
南アメリカ/カリブ諸国	0	(0)	4,097	(0.1)
アジア	0	(0)	3,157	(0.1)
オセアニア	0	(0)	2,434	(0.05)
ロシア共和国	0	(0)	18	(0.00)
合計	4,161,340	(100)	5,361,480	(100)

（出所） UNHCR *Population Statistics* をもとに筆者作成。

（注） 難民数には、難民と同様の状況にある者（refugee-like situation）を含む。

入国目的のなかで目立つのが、先行移住者との家族統合や同行家族といった、出身国における家族を移動先国において再現しようという傾向である。主たる移住者とともに移住した家族も、出身国とは異なるジェンダー規範のなかで生活するとともに、経済活動を開始することで、家族内のジェンダー関係が変化する場合もある。

本節では、統計データをもとに、サブサハラ・アフリカにおける国際移動の特質を検討した。統計データは移動の傾向や規模を把握するために重要なソースであるが、人々が国境を越えて移動する理由や移動の形態、そして移動後の生計活動の実態については何も語らない。

第4節 本書の構成と各章の内容

本書では、詳細な事例研究を通じて女性たちの国際移動のプロセスと移住後の生活実態の両方を解明することをめざしている。本書の6つの事例のうち、前半の3つの事例は、経済機会を求めて移動する人々を、後半の3つの事例は難民として移動する人々をとりあげる。6つの事例はまた、域内移動か域外移動かという観点からも2つに分けることができる。域内移動の事例として、アフリカ最大の移民受入国である南アフリカへの、モザンビークからの移民としての移動とコンゴ民主共和国からの難民としての移動をとりあげる。域外移動の事例として、エチオピアから湾岸アラブ諸国、ケニアからアメリカへの経済機会を求める移動、そしてソマリアからイギリス、西および中部アフリカからフランスへの紛争や迫害から逃れるための移動をとりあげる。各章の内容は以下のとおりである。

第1章で兎玉由佳が扱うエチオピアから湾岸アラブ諸国への女性の国際移動の事例は、先行研究として蓄積のあるフィリピンやインドネシアの女性の湾岸アラブ諸国への家事労働者の国際移動と共通している部分が多く、外国人女性の家事労働者が、移動先で人権侵害や虐待の危険にさらされていると

いう点では変わりはない。ただし、湾岸アラブ諸国において、エチオピアの女性だけではなくアフリカからの女性の家事労働者の地位は、東南アジア出身の女性家事労働者よりも、能力的に低い評価を受けがちである。そこには、出身国が女性に提供する教育レベルの問題や家事労働における熟練度のちがい、そして出身国政府の海外移住者に対する庇護の意識のちがいなどを要因として挙げることができる。また、国際労働機関（International Labour Organization: ILO）などの国際機関からの勧告によって改善されつつあるものの、受入国側においても外国人労働者、とくに家事労働者に対しては、労働者としての権利を守ろうとする意志が薄弱であることが指摘できる。

石井洋子による第2章では、ケニアからアメリカへと移住した女性たちについてとりあげる。彼女たちのなかには、看護師や教師など熟練労働に分類される職業に就き、アメリカ人の平均よりも高い収入を獲得している者も多い。ケニア・ギクユ人の事例では、すぐにアメリカで求職活動を行うのではなく、まずアメリカで看護師や教師などの資格を取得したのちに、労働市場に参入している。その背景には、出身国における就業機会の少なさやアメリカとの経済格差がある。同時に、アメリカ政府は、アメリカ国民とほぼ同等の労働機会と権利を提供しており、ケニアと比較して女性にも男性と同等な就業機会が与えられている。その一方で、このような高収入を獲得するためにはさまざまな障壁を乗り越えなければならない。その実態と人々の生存戦略を、豊富な聞き取り調査から引き出された語りの積み重ねから解明している。

第3章と第4章では、南部アフリカ地域における域内移動の事例をとりあげる。アフリカ域内での人々の国際移動は、前述したとおり活発である。このような移動は、経済目的が主とはいえ、内戦や国境紛争などによって人々が難民として強制的に移動せざるを得ない場合もある。そのなかで、アパルトヘイト撤廃後の南アフリカは、その経済力と相まってサブサハラ・アフリカ諸国から多様な移住者を引き付けている（Castles, de Haas and Miller 2014, 185）。

第3章で網中昭世が描いているのは、経済目的の国際移動の事例として、モザンビークから南アフリカへと移住した女性たちの経済活動と両国のあいだを頻繁に行き来する越境貿易者たちである。モザンビークと南アフリカの関係は、まず男性の南アフリカ鉱山への労働移動から始まっているが、現在では、女性の南アフリカへの移動／移住者が増加しつつある。移動パターンは大きくふたつにわけられ、ひとつは南アフリカとモザンビーク間の短期的な出入国を繰り返す「頻繁な移動者」である越境貿易者であり、もうひとつは南アフリカでインフォーマル・セクターでの経済活動に従事する労働移民である。彼女たちの移住動機は、貧困からの脱却をめざしたものではあるが、それ以上の経済的発展性や持続可能性には疑問が残る。

アパルトヘイト撤廃後の南アフリカへは、近隣の南部アフリカ諸国のみならず、地理的に離れたアフリカ中部や東部からも人々が移住してきている。とりわけ、難民条約の批准を通じて国際的な難民保護体制に加入したことで、1990年代後半以降、南アフリカでは多くの人々が難民認定を求めるようになってきている。佐藤千鶴子による第4章は、コンゴ民主共和国から難民として庇護を受けることを求めて南アフリカへと移動した女性たちを取りあげる。南アフリカは難民をキャンプに収容する政策を採用していないため、彼女たちは難民キャンプに入るのではなく、都市部に居住する「都市難民」となる。コンゴ人女性が南アフリカで庇護を申請する理由はさまざまであり、紛争や政治的迫害に伴う不安全に加えて、先に移住した家族に合流するための家族統合を理由に挙げる女性たちも多い。南アフリカに移住したあとは同国で庇護を申請し、難民として認定されるのを待ちながら自活をしなければならないが、彼女たちが就ける仕事は限られており、多くの女性たちが露天商や日雇いの家事労働でぎりぎりの生計を営んでいる。正式な難民認定を獲得するのが年々困難になってきているなかで、女性たちは、法的にも経済的にも脆弱性を抱えつつ、南アフリカでの日常生活を送っている。

ソマリアは、1980年代後半以降の内戦などによって多くの難民を生み出すこととなった。ソマリアからの難民の多くが隣国ケニアに設けられた難民

キャンプで現在も生活しているが、中にはヨーロッパへと逃れた人々もいる。須永修枝による第5章では、ソマリアから難民としてイギリスに移住した人々や、ヨーロッパへと渡り、ヨーロッパ諸国において難民認定を受けたあとに、イギリスのロンドンへと移住した女性たちをとりあげている。移動の開始時点において難民であった人々は、受入（庇護）国において難民認定を受けたあと、受入国で永住権や市民権（国籍）を取得して移民や国民となることが可能である。EU諸国の場合、EU域内で難民認定を受けたあとは、域内での移住が比較的自由であるため、難民認定された国とは異なる国への居住が可能となり、イギリスには多くのソマリ人が居住している。イギリスにおいては、手厚い社会保障が提供されており、ソマリ人女性が男性に経済的に依存することなく生活を維持することが可能である。また、ロンドン在住ソマリ人女性のあいだではソマリ人向けの洋服店の経営を中心に自営業で生計を立てている人々がいるが、その背景には女性たちにとってのロンドンにおける起業のしやすさがあり、そのことがほかのEU諸国に住むソマリ人女性が移住先としてロンドンを選択する大きな理由になっていることも論じられる。

サブサハラ・アフリカの人々は、内戦のような紛争にかぎらず、政治的迫害や人権侵害から逃れるために難民となることを選択する場合もある。園部裕子による第6章では、FGMから逃れることを理由にフランスで難民認定を求める西アフリカ出身女性たちをとりあげる。もともとフランス語圏アフリカでは、旧宗主国であるフランスへと経済移民として男性が多く移動しており、その家族として女性も多く渡仏している。しかし、近年、UNHCRが難民として認める迫害のひとつとして、FGMが含まれるようになった。そのため、FGMから逃れるために庇護申請を行うアフリカ人女性が増加している。そこには、とくに西アフリカにおける女性の地位の低さが根底にある。女性の就業および就学機会も、サブサハラ・アフリカのなかでも低いレベルにとどまっていることがその証左のひとつである。このような状況から逃れるためにもFGMを理由に庇護申請によって難民となることを選択する

者が増加しつつある。ただし、マリにおける女性の就学・就業機会の低さと相まって、フランスへ移住したとしても、その生活は必ずしも経済的には豊かなものではない。

本書の複数の章では、移住した女性が離婚を経験し、シングルマザーとなる事例が報告されている。その原因のひとつとして、男性が新たな価値規範に対応できずに、夫婦関係の維持が困難になったことが指摘されている。その背景には、男性のもつ価値規範の問題だけでなく、男性の就労困難や移動先国におけるシングルマザーへの手厚い社会保障の存在といった個人のジェンダー関係にとどまらないさまざまな要因が関係してくる点については考慮する必要がある。本書においては、移住者の就労状況が変化していくなかでのジェンダー役割をめぐる対立について把握することができたが、長期的なジェンダー関係の変化については今後の課題として残されている。

本書の各論文は、サブサハラ・アフリカ出身女性の国際移動の理由や移動の形態、そして移動後の生計活動の実態を、事例をとおして解明することをめざした。とくに、移動する本人、出身国、移動先国のもつ固有要因が、国際移動にどのような影響をもたらすのか、相互作用に留意しつつ分析を進めた。その結果、国際移動の選択に際しては、個人の意思だけではなく、出身国において女性を取り巻く政治的、経済的、社会的環境が大きく影響していることが明らかになった。植民地支配を経験した国々では、その歴史的な関係性によって形成されたネットワークを利用して移動する場合も多い。また、移動後の生計活動を規定する要因としても、移動先国における移民政策や経済状況だけでなく、出身国において獲得していた人的・経済的資本も重要であることが結論づけられる。

これまでの研究は、移住者の移動先の社会への統合に研究の関心が集まりがちであり、移住者それぞれがもつ多様なバックグラウンドを捨象しがちであった。本書では、移動者のもつ複合的な要因に着目することによって、国際移動の実態を明らかにした。とくにサブサハラ・アフリカ出身の女性による国際移動は、出身国の社会の固有要因に大きく影響を受けている。国際移

動のメカニズムを理解するためには、本書のように、本人、出身国、移動先国それぞれのもつ固有要因の具体的な解明をめざす事例研究を蓄積することが必要であろう。

〔参考文献〕

〈日本語文献〉

- 青山薫 2012. 「日本における移住セックスワーカー——『社会的排除』に遭う変化の体現者」 落合恵美子・赤枝香奈子編『アジア女性と親密性の労働』京都大学学術出版会, 283-304.
- 網中昭世 2014. 『植民地支配と開発——モザンビークと南アフリカ金鉱業』山川出版社.
- 伊藤るり・足立真理子編 2008. 『国際移動と〈連鎖するジェンダー〉——再生産領域のグローバル化』作品社.
- 上野加代子 2012. 「シンガポールにおける海外出稼ぎ労働者の抵抗の諸相」 落合恵美子・赤枝香奈子編『アジア女性と親密性の労働』京都大学学術出版会, 253-282.
- 小ヶ谷千穂 2016. 『移動を生きる——フィリピン移住女性と複数のモビリティ』有信堂高文社.
- 久場嬉子編 2007. 『介護・家事労働者の国際移動——エスニシティ・ジェンダー・ケア労働の交差』日本評論社.
- 栗田和明 2018. 「人の移動の普遍性——定住者の視点を離れて」 栗田和明編『移動と移民——複数社会を結ぶ人びとの動態』昭和堂, 3-26.
- 小井土彰宏 2014. 「グローバリズムと社会的排除に抗するアメリカでの非正規移民運動——監視機構の再編と新自由主義的排除メカニズムへの対抗戦略の諸相」『社会学評論』65(2): 194-209.
- 国連難民高等弁務官駐日事務所 2007. 『難民認定研修テキスト (Self-Study Module 2: Refugee Status Determination)』国連難民高等弁務官駐日事務所. (<https://www.unhcr.org/jp/wp-content/uploads/sites/34/2018/01/200509TrainingModuleRSD.pdf>, 2019年5月2日アクセス).
- 2015. 『難民認定基準ハンドブック——難民の地位の認定の基準及び手続に関する手引き (改訂版)』国連難民高等弁務官駐日事務所. (https://www.unhcr.org/jp/wp-content/uploads/sites/34/protect/HB_web.pdf, 2019年5月5日アクセス).
- 齊藤純一 2003. 「親密圏と安全性の政治」 齊藤純一編『親密圏のポリティクス』ナカニシヤ出版, 211-236.

- 坂上勝基・清水彩花・澤村信英 2018. 「ウガンダ北部南スーダン難民居住地の生活と学校——開発志向の難民政策下における教育提供」『アフリカレポート』(56): 50-62.
- 佐藤章 2012. 「人口の管理という国家形成の課題——コートジボワールの和平プロセスにおける有権者登録の事例から」佐藤章編『紛争と国家形成——アフリカ・中東からの視角』アジア経済研究所, 211-243.
- 2015. 『ココア共和国の近代——コートジボワールの結社史と統合的革命』アジア経済研究所.
- 佐藤千鶴子 2010. 「看護師の国際移動——英国, フィリピン, 南アフリカ」佐藤誠編『越境するケア労働——日本・アジア・アフリカ』日本経済評論社, 99-119.
- 杉木明子 2018. 『国際的難民保護と負担分担——新たな難民政策の可能性を求めて』法律文化社.
- 園部裕子 2014. 『フランスの西アフリカ出身移住女性の日常の実践——「社会・文化的仲介」による「自立」と「連帯」の位相』明石書店.
- 2017. 「フランスの女性移住者による地位交渉のジェンダー化——難民認定基準におけるジェンダー主流化とFGM」『香川大学経済論叢』90(1): 111-137.
- 武内進一 2000. 「アフリカの紛争——その今日的特質についての考察」武内進一編『現代アフリカの紛争——歴史と主体』アジア経済研究所, 3-52.
- 都丸潤子 2009. 「国際移動者の3次元的トランスナショナリズム——歴史的継続性の検討」日本比較政治学会編『国際移動の比較政治学』ミネルヴァ書房, 1-36.
- 難波満 2018. 「最近の日本における難民認定制度の現状と課題」『国際人権ひろば』(140) (7月) (<https://www.hurights.or.jp/archives/newsletter/section4/2018/07/post-201813.html>, 2019年5月4日アクセス).
- 錦田愛子 2016. 「『再難民化』するパレスチナ人——繰り返される移動とシディズンシップ」錦田愛子編『移民／難民のシディズンシップ』有信堂高文社, 154-178.
- バートベック, スティーブン 2014. 水上徹男・細萱伸子・本田量久訳『トランスナショナリズム』日本評論社 (Steven Vertovec 2009. *Transnationalism*, London and New York: Routledge).
- パレーニャス, ラセル 2008. 越智方美・大橋史恵訳「家族を想うということ——フィリピン人海外就労の経済的原因におけるジェンダー作用」伊藤るり・足立眞理子編『国際移動と〈連鎖するジェンダー〉——再生産領域のグローバル化』作品社, 154-171.
- 人見泰弘 2017. 「難民受け入れと法的保護——法的地位の多様化と階層化」滝澤三郎・山田満編『難民を知るための基礎知識——政治と人権の葛藤を超えて』明石書店, 129-141.

- 堀抜功二 2014. 「国際労働力移動のなかの湾岸アラブ諸国の位置づけ」 細田尚美編『湾岸アラブ諸国の移民労働者——「多外国人国家」の出現と生活実態』明石書店, 36-63.
- 松尾秀哉 2008. 「ベルギーの移民事情・試論——ワロン・フラマン対立の再燃と『過去の清算』」『聖学院大学総合研究所紀要』(42): 180-201.
- 松尾昌樹 2019. 「湾岸アラブ諸国の移民社会——新複合社会試論」『中東研究』(534) (2018年度第三卷): 57-70.
- 松村圭一郎 2017. 「越境する女性たち——海外出稼ぎが変える家族のかたち」石原美奈子編『現代エチオピアの女たち——社会変化とジェンダーをめぐる民族誌』明石書店, 46-78.
- 峯陽一 2016. 「南アフリカによる統治とアパルトヘイト——暴力と分断支配」水野一晴・永原陽子編『ナミビアを知るための53章』明石書店, 131-134.
- 宮内洋平 2016. 「南アフリカとナミビア——経済依存から新たな関係へ」水野一晴・永原陽子編『ナミビアを知るための53章』明石書店, 336-339.
- 2018. 「南アフリカのグローバル特区と移動者——市民／非市民の分断と部分的つながり」栗田和明編『移動と移民——複数社会を結ぶ人びとの動態』昭和堂, 27-52.
- 村橋勲 2016. 「南スーダン難民の生計活動と対処戦略——ウガンダ, キリヤドongo 難民居住地の事例」『難民研究ジャーナル』(6): 163-179.

〈外国語文献〉

- Abdi, Cawo M. 2015. *Elusive Jannah: The Somali Diaspora and a Borderless Muslim Identity*. Minneapolis: University of Minnesota Press.
- Amrith, Megha and Nina Sahraoui eds. 2018. *Gender, Work and Migration: Agency in Gendered Labour Settings*. Oxon and New York: Routledge.
- Bartram, David, Maritsa V. Poros and Pierre Monforte 2014. *Key Concepts in Migration*. London: SAGE.
- Beydoun, Khaled Ali 2006. "The Trafficking of Ethiopian Domestic Workers into Lebanon: Navigating through a Novel Passage of the International Maid Trade." *Berkeley Journal of International Law* (24): 1009-1045.
- Brettell, Caroline B. 2000. "Theorizing Migration in Anthropology: The Social Construction of Networks, Identities, Communities, and Globalscapes." In *Migration Theory: Talking Across Disciplines*, edited by Caroline B. Brettell and James F. Hollifield. London and New York: Routledge, 97-135.
- Brettell, Caroline B. and James F. Hollifield 2000. "Migrant Theory: Talking across Disciplines." In *Migration Theory: Talking Across Disciplines*, edited by Caroline B. Brettell and James F. Hollifield. London and New York: Routledge, 1-26.
- Castles, Stephen, Hein de Haas and Mark J. Miller 2014. *The Age of Migration: International Population Movements in the Modern World (Fifth Edition)*.

- Hampshire and New York: Palgrave Macmillan.
- de Haas, Hein and Tineke Fokkema 2010. "Intra-Household Conflicts in Migration Decisionmaking: Return and Pendulum Migration in Morocco." *Population and Development Review* 36(3): 541-561.
- Dodson, Belinda 2018. "Gender, Mobility and Precarity: The Experiences of Migrant African Women in Cape Town, South Africa." In *Gender, Work and Migration*, edited by Megha Amrith and Nina Sahraoui. London and New York: Routledge, 99-117.
- Fernandez, Bina 2010. "Cheap and Disposable? The Impact of the Global Economic Crisis on the Migration of Ethiopian Women Domestic Workers to the Gulf." *Gender and Development* 18(2): 249-262.
- Friedman, Sara L. and Pardis Mahdavi 2011. "Rethinking Intimate Labor through Inter-Asian Migrations: Insights from the 2011 Bellagio Conference." *Asian and Pacific Migration Journal* 20(2): 253-261.
- Hamlin, Rebecca 2012. "International Law and Administrative Insulation: A Comparison of Refugee Status Determination Regimes in the United States, Canada, and Australia." *Law and Social Inquiry* 37(4): 933-968.
- ILO (International Labour Office) 2015. *Bilateral Agreements and Memoranda of Understanding on Migration of Low Skilled Workers: A Review*. Geneva: ILO.
- Khalaf, Abdulhadi, Omar AlShehabi and Adam Hanieh eds. 2015. *Transit States: Labour, Migration and Citizenship in the Gulf*. London: Pluto Press.
- Milner, James 2009. *Refugees, the State and the Politics of Asylum in Africa*. Basingstoke: Palgrave Macmillan.
- Ministry of Education, Science and Technology (Kenya) 2014. *2014 Basic Education Statistical Booklet*. Nairobi: Ministry of Education, Science and Technology.
- National Planning Commission and United Nations in Ethiopia 2015. *MDG Report 2014 Ethiopia*. Addis Ababa: National Planning Commission and United Nations in Ethiopia.
- OECD (Organisation for Economic Co-operation and Development) 2017. *International Migration Outlook 2017 (41st edition)*. Paris: OECD Publishing.
- Parreñas, Rhacel Salazar 2001. *Servants of Globalization: Women, Migration and Domestic Work*. Manila: Ateneo de Manila University Press.
- Pizarro, Gabriela Rodríguez 2000. *Report of the Special Rapporteur, Ms. Gabriela Rodríguez Pizarro, submitted pursuant to Commission on Human Rights resolution 1999/44 (E/CN.4/2000/82)*. New York: United Nations, Economic and Social Council.
- RDC (République Démocratique du Congo) and UN (United Nations) 2015. *Rapport OMD 2000 – 2015: Evaluation des progrès accomplis par la République Démocratique du Congo dans la réalisation des Objectifs du Millénaire pour le*

développement. September 2015. (https://www.undp.org/content/dam/dem_rep_congo/docs/MDG/UNDP-CD-RNOMD%202015%20RDC.pdf, 2019年2月14日アクセス).

UNDESA (United Nations, Department of Economic and Social Affairs, Population Division) 1998. *Recommendations on Statistics of International Migration, Revision 1*. New York: United Nations. (https://unstats.un.org/unsd/publication/SeriesM/SeriesM_58rev1E.pdf, 2019年11月27日アクセス).

——— 2017b. *International Migration Report 2017 (ST/ESA/SER.A/403)*. Washington, D.C: UNDESA. (<https://www.un.org/en/development/desa/population/migration/publications/migrationreport/docs/MigrationReport2017.pdf>, 2019年5月3日アクセス).

UNFPA (United Nations Population Fund) 2016. *Educational Characteristics of the Somali People Volume 3*. Nairobi: UNFPA Somalia.

UNHCR (United Nations High Commissioner for Refugees) 2019. *Factsheet: 1969 OAU Refugee Convention*. UNHCR. (<https://www.unhcr.org/5cd569744.pdf>, 2019年5月22日アクセス).

UNICEF (United Nations Children's Fund) 2013. *Female Genital Mutilation/Cutting: A Statistical Overview and Exploration of the Dynamics of Change*. New York: UNICEF.

〈データベース〉

UNDESA 2017a. *Trends in International Migrant Stock: The 2017 Revision (United Nations database, POP/DB/MIG/Stock/Rev.2017)*. (<https://www.un.org/en/development/desa/population/migration/data/estimates2/estimates17.asp>, 2018年12月10日アクセス).

UNHCR *Population Statistics*. (http://popstats.unhcr.org/en/time_series, 2019年1月9日アクセス).

UNSD (United Nations, Statistical Division) *Millennium Development Goals Indicators*. (<http://mdgs.un.org/unsd/mdg/Data.aspx>, 2019年2月14日アクセス).

